

第 36 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第36回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信

会議日時 令和5年9月28日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

- | | | |
|------|-------|-------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 書記及び議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 日程第4 | 報告第2号 | 農地法第4条の規定による許可処分の取消について |
| 日程第5 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第4号 | 農地法の適用外であることの証明願について |
| 日程第9 | 議案第5号 | 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	越喜来地域	鈴木 学 君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

欠席者（0名）

早退者（0名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第36回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。暑さ寒さも彼岸までという話をよく聞きますけれども、幾分涼しくなってきたかなという感じがいたしますが、まだ猛暑が続いているところがありますし、今年はやっぱりいつもの年と違うんだなと、そんな思いをいたしているところであります。

私どもの農業法人も、そんな中での稲刈り作業が1週間早くスタートしました。もう既に終わりましたけれども、約70件の市内の農家の作業をさせていただきました。収量が昨年と比較して結構多いんですね。ところが精米をしてみると、白いお米があるんですね。高温障害というんでしょうかね。まだ私も新米を食べてみないからわかりませんが、いつもと違うんじゃないかなと、そんな思いをしているところであります。

それから総会が終わりましてから、実は8月30日に日頃市に鷹生川流域広域協定という多面的機能の交付金を活用して、いろいろと事業をやっている組織があるんですけども、岩手県のその推進協議会というんですかね、委員会というんですかね、あるんですね。そこが視察に来たいってみえたんですよ。岩手大学の先生とか県庁の関係部署の課長さんたち、約10名いらっしゃいまして、組織の運営委員会18名が対応しました。そのことについて時間をいただいて、私のほうから少し参考になればという思いで、お話しをさせていただきたいと思っておりますし、それから事務連絡等が終わってから、私どもの任期も間もなく終わるわけでごさいますので、次年度に移っていくためのいろんなことについて、引き続き農業委員として務めるということになっている皆さんには残っていただいて、私のほうからお話しをしたいことがありますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと、そう思います。

本日も慎重審議、よろしくお願ひ申し上げ挨拶に代えたいと思ひます。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第35回総会以降の経過報告です。9月1日、令和5年度第1回大船渡湾水環境保全計画推進協議会に金野委員が出席しております。9月8日、令和5年市議会第3回定例会で大船渡市農業委員会委員の任命に関し議会の同意が得られました。9月11日、農業者年金についてJA広報にて周知をいたしました。9月12日、大船渡市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を藤原会長、熊谷会長職務代理者、古内委員、中村委員の出席により開催をいたしました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。10月11日、令和5年度女性の新任委員初任者研修会に参加を予定しております。10月16日、一般社団法人岩手県農業会議市町村農業委員会会長会議及び臨時総会に藤原会長が出席予定です。10月20日、令和5年度大船渡市戦没者追悼式に藤原会長が出席予定です。次回の第37回総会は10月27日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。

私からは以上でございます。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、1番、細谷知成農業委員、2番、今野八重子農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書の2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、山林及び雑種地となっております。面積は合計で10,235㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月14日となっております。

議案書3ページをお開きください。番号2、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は合計11,299㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月4日となっております。

議案書4ページをお開きください。番号3、登記簿地目は畑、現況地目は畑及び山林及び雑種地です。面積は合計で5,152㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月7日となっております。

続いて番号4、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地であります。面積は合計で8,008㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月25日となっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について、質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、報告第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書5ページをお開きください。報告第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目及び現況地目はいずれも畑、面積は213㎡。転用目的といたしまして、一般個人住宅の建設ということで4条申請を行なっていたものでございます。この4条申請の許可処分につきまして、取消願ということになります。備考欄をご覧いただくと取消の理由がございますけれども、許可後に建物の建築確認申請をしたところ、崖地の規制から多額の費用を要する擁壁を設置しなければならないことが判明し、建設が困難になったため、4条許可の取消を願出たということでございます。なお今月の議案の中で、同じく申請人となって4条の許可申請が提出されております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第2号について、質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書6ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は231㎡。権利種別は贈与。贈与の理由といたしまして、譲渡人は県外在住のため管理できないということ、それから譲受人のほうとしては経営規模拡大のためということとなっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第1号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第1号1番の許可申請につきまして、9月21日、午後、譲渡人と譲受人の夫より電話で聞き取り調査を実施しましたし、9月23日、午前に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

地図の1ページをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑ですが、市道沿いの細長い土地は住宅への出入り口になっております。

譲渡人からは、県外在住で管理できないため、本家から別家へと譲るとのことですし、譲受人の夫からは経営規模の拡大とのことでした。

以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書7ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをお開きください。登記簿地目、現況地目、いずれも田、面積は計219㎡。申請人は先ほど4条の許可申請の取消の際にも出てまいりました。転用の目的は一般個人住宅の建設。転用の理由として、現住居の老朽化による新居の建築のためとしております。当該農地は第2種農地に該当するということになっております。農振地域ではありますけれども、農用地区域からは外れております。なお、この土地につきましては、8月中から実際には居宅の建設工事を始めていたようでございます。これに関しまして申請人がこちらの土地、以前、農振農用地からの除外の手続きをしておったところですが、加えて最近、分筆して、この分筆作業が終わったということで、その段階で工事を

始めてよいものというふうに勘違いしていたということでございます。これに関しまして、農地法の趣旨には沿わなかったということで始末書が提出されております。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第2号1番について、7番、鈴木力男農業委員から説明をお願いいたします。

○7番(鈴木力男君) 7番、鈴木です。農地法第4条の規定による許可申請について、申請人より聞き取り調査と現地確認をした結果を報告いたします。

申請地は休耕田です。

9月24日に申請人より電話で聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。現住居の老朽化により、新居を建築したいということでした。

隣接する農地に対する影響については、日陰になるなどの影響はないと思われま

す。以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませ

るか。5番、古内委員さん。
○5番(古内嘉博君) 古内です。俺もいつだか行った時、建物建っているなという感じで見たんですが、かなり建っているようなんですけれども、今、ちょっと聞き漏らしたんですが、始末書というものは取ったということですね。

以前あったんですが、許可申請下りる前に工事を始めて砂利敷いてもう建てるばかりにした時、現状回復させて、また黒土を盛らせた経過があるんですが、今、実際に建てている時に、まさか壊してというわけにはいかないと思うんですけども、まずそういうこともあって、これはやむを得ないということなんでしょうね。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 砂利を取っ払ってとか、例えば杭を打っているとかというような状況であれば、現状、農地の状態に戻してくださいとは言えると思うんですけども、我々の見た段階では、もう基礎が作られて外壁の工事に入ろうかという段階でしたので、これを壊してということはちょっとということで、始末書の提出で、とりあえず議案として提出いたしました。

○5番(古内嘉博君) 分かりました。そういうことがあったということです。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 分かりました。

○議長(藤原重信君) 他にございませ

るか。はい、7番、鈴木委員。
○7番(鈴木力男君) こういう時の対処法というのは何て言うんですか、ガードがこう回されて始まった時に事務局のほうに報告すればよろしいんでしょうか。

○議長(藤原重信君) 委員として。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 許可が下りていないところ、数年前に許可したんですけども、しばらく放っておいて、今から始めるというところもあるかも知れませんが、

許可が下りていない農地に何か建物を建てようとしているとか、別の用地にしようとしているということが明らかとなった段階で、事務局のほうにご連絡いただければ、こちらで調査させていただきたいと思います。

○議長(藤原重信君) 9番、熊谷委員。

○9番(熊谷玲子君) 測量士さんというのは、そういうことを言える権限というのはいないんですか。その許可になる前に、その作業をしては駄目だよという権限というのはいないんですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 市内の我々のほうによく申請を上げてくるような業者であれば、こういうものは先に申請許可が必要だというのは理解はしているんですけども、測量する方だけだと、ちょっとそういう知識が完全ではない可能性はあります。

会社形態だとか、あと行政書士、土地家屋調査士などであれば、十分その辺を理解はしているんですけども、あと普通、家を建てるような業者さんとかも知っているはずなんですけれども、今回の場合は、何か所有者が、もう手続き終わったから、いいからと言って始めさせたみたいなどころがあるんですが、今回はちょっと、このとおりの議案に上げましたけれども、度重なるようであれば、そういう業者に対しても注意喚起はしていきたいというふうに考えております。

○9番(熊谷玲子君) 私たちも例えば5条申請なんかあった場合にですね、申請者に対して、許可がない限りは絶対手をつけちゃ駄目だよということは常には言っているんですけどもね。分かりました。

○議長(藤原重信君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目、いずれも田、面積は1,848㎡。権利種別は賃貸借。転用の目的といたしまして現場事務所、トイレ、倉庫、それから資材置場などに使用するというところでございます。転用理由ですけれども、

これは工事のようですけれども、そのための現場事務所などとして利用したいということで、許可の日から令和6年2月17日までの一時転用申請でございます。こちらの農地につきましては第2種農地となっております。

続いて番号2、地図は4ページをお開き願います。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は2,452㎡のうち178.38㎡。権利種別は賃貸借。転用の目的は、工事のための現場事務所、トイレ、駐車場などで利用するというので、現場事務所などとして利用したいということで、利用する面積のみ賃貸借するという内容でございます。許可の日から令和5年12月31日までの一時転用となっております。こちらの農地につきましては第2種農地に該当するものと考えております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第3号1番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号1番について報告をいたします。

調査は9月22日、貸付人が不在だったことから、貸付人の母親からの聞き取りと現地の確認、また借受人の担当者からは電話で聞き取りを行いました。

現地の状況ですが、平成26年まで貸付人の母親が米作りをしていましたが、体調を悪くしてからは耕作をやめたため、現在は草刈り管理された休耕田となっております。

次に申請に至った経緯ですが、借受人の説明によりますと、工事を実施するに当たり、申請地に土砂を入れ砂利敷きにして現場事務所、倉庫、トイレを設置し、また駐車場、資材置場などとして利用したいとのことで、令和6年2月17日までの一時転用となります。なお、転用期間満了時には現状に回復するとのことでした。

周辺農地への影響については、西側に畑がありますが、境界付近は隣接地より申請地側が5、60cmほど高い畦道となっておりますので、特に影響はないものと思われま

以上でございます。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第3号2番について、8番、及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番(及川建則君) 8番、及川です。議案第3号2番につきまして報告いたします。

9月25日、午前10時半頃、借受人の担当に会い話を聞きました。

畑を埋め立てた雑種地になっていますが、車等、出入りしやすく工事をする際、便利なことから貸付人より了承を得て借りることにしたと言っておりました。工期は3ヵ月内に十分できると話しておりました。

周りには民家はありますが、土地は広いため何の影響もないと思われまます。

以上です、よろしくをお願いします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第8、議案第4号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書9ページをお開きください。議案第4号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は5ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は計624㎡。非農地の事由ですけれども、平成3年頃に建築業を営む者から作業場及び資材置場として貸してほしいとの申し出があり、前所有者のお父さんに当たる方だそうですけれども承諾し、作業場として使用され現在に至る。

長年、雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたということで、これにつきまして始末書が提出されております。当該農地につきましては、第2種農地に該当するものと判断しております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第4号1番について、三陸町地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。議案第4号1番、適用外であることの証明願について調査報告をいたします。

8月25日、所有者から話を聞きました。所有者が不在のため、母親から話を聞きました。事由に記載のとおり、平成3年頃に所有者の父が建設業者に作業場として貸し、また長年雑種地であるとして利用されてきたため、登記簿地目が農地とは知らず今日に至ったようであります。

周辺農地への影響としては、西側に耕作地がありますが、日照関係等々、特に問題はないものと思われまます。

以上、報告いたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号1番について、本委員会において願いのとおりに決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第9、議案第5号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書10ページになります。議案第5号、農地法の運用について第4(1)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議し決定するものです。

議案書11ページをお開きください。地図は6ページをあわせてご覧いただきたいと思えます。非農地リスト11筆ございます。台帳地目は田及び畑、現況地目は雑種地、農振農用地域区域に該当しているところと、それ以外のところがございます。登記簿面積は計6,574㎡で、耕作状況はその他及びその他となっておりますけれども、これは傾斜地でありまして、耕作にむかない状況ということでございます。それ以外の、その他につきましては、荒廃地化と区分されております。こちらの非農地のリストにつきましては、今年の農地パトロールにおいて、既に農地から外れる状況というふう担当地区の推進委員さんのほうから指摘いただきまして、非農地リストにまとめ、今回の議案として提出したものでございます。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、当該地の現況について説明をお願いします。

議案第5号について、三陸町地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。議案第5号、農地に該当するか否かの判断について調査報告をいたします。

当該地は地図をご覧のように、先ほど適用外報告した場所から半径100m圏内に位置しております。

傾斜のある狭い狭小地、20年以上前に耕作放棄、また同じく20数年前に耕作放棄。その他の8筆はいずれも傾斜地あるいは狭小地、また耕作困難と非常に農地としての条件が悪く、そのため平成2、3年頃、所有者が耕作放棄したと考えられます。写真でご覧のように、いずれの場所も今後農地としての復旧は困難であるものと見てまいりました。

以上、報告いたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第5号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第5号について、本委員会においてすべて農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号の農地に該当するか否かの判断については本委員会においてすべて農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第36回総会を閉会いたします。

午後2時44分閉会